



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年11月28日(月) 号外(第4号)

目次

ページ

告示

○高病原性鳥インフルエンザ発生予防のための緊急的な消毒の実施(畜産課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第297号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定に基づき、次の区域において家きんを所有する者に対し、次のように消毒方法を実施することを命ずる。

令和5年11月28日

群馬県知事 山本 一 太

1 実施の目的

本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防

2 実施する区域

県内全域

3 実施の期日

令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

4 実施方法

消石灰の農場内(施設周囲及び農場敷地内)散布。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。